## 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	. 学院看護学研究科博	<b>非士前</b>	期課	程修士	論文コー	-ス					
実施方法	① 通学 ( 昼間	間 •	・ 土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)								
指定講座番号(15桁)	2212006		_		25	510011		<b>—</b> 3			
講座の創設年月日専	評門実践教育訓練給付 対象講座の指定期間	寸金	過年 を を	講		者数(該 指定初年	当なし) E度のため		女(該当なし) 営初年度のため		
年 月 日	R10年3月31日	まで									
訓練期間	24ヶ月				総	診訓 練 🛭	诗 間		585時間		
1. 教育訓練目標			ı								
①取得目標とする資格の名	<ul> <li>□ 業務独占資格・名称独占資格 (</li> <li>□ 職業実践専門課程 (</li> <li>□ キャリア形成促進プログラム (</li> <li>□ 専門職大学院 (</li> <li>□ 職業実践力育成プログラム (</li> <li>□ 情報通信技術関係資格 (</li> <li>□ 第四次産業革命スキル習得講座 (</li> <li>□ 専門職大学、専門職短期大学、専門職等科 (</li> </ul>										
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等										
	教育訓練を通して取得を目指す上記以外の資格寺    修士(看護学)の学位取得										
②①に係る資格・試験等の	実施機関名称		各大	学等							
③当該資格等を取得するた 等	本研究化に2年以上在学して、32単位以上を修得し、必要な研究 指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。 単位認定にあたり、出席率について6か月ごとの出席状況を研究 科委員会で確認し、審議、判定する。追試は大学学則に従って申 請内容を確認し、受講認定は研究科委員会で審議、判定する。										
④当該技能・知識の習得が種・職務及び習得された技i る業界と活用状況	看護師、保健師、助産師の業務並びに各養成機関の教育指導に 携わるもの。										
2. 教育訓練の内容			•								
教 科	(カリキュラム)				時	時間			使用教材名		
2025年度大学院学則、2025	ラバス					<u>/ww.seirei.ac.jp/about/di</u> /curriculum/					
修士論文コース看護管理学											
共通科目(選択)					ていただくと	程は上記URLにアクセス と「学則」に記載されて「					
基盤科目(選択)				<u>210</u> す。							
基盤科目(必修)				60		https://www.seirei.ac.jp/for-					
専門科目:専攻領域(看護管理学)の専門科目						<u>ww.seirei.a</u> learning/sy					
専攻領域以外の専門科目 特別研究 						30 240	※使用教材は上記URLにアクセン ていただくと「大学院シラバス・履 要項」のシラバスに記載されてい す。				
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)											
①受講するに当たって必要な実務経験等 社会人選抜に出願						願する場合は入学時点で5年以上の実務経験					
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準 大学を卒業(又)					は大学を卒業した者と同等以上の学力)						
③その他											

〔特記事項〕

	専	門	実	践	教	育	訓	練	明	示	書					
4. 教育訓練の受講(	の実績及び目	標達原	せい 状況	元												
(1)資格取得状況																
① 前年度の修了者数	女								人			_				
② ①に係る教育訓練	の入講者数								人							
③ ②のうち目標資格	の受験者数								人	受験	率(3/2)		%			
④ ③のうち合格者数									人	合格率	率(4)/3)		%			
⑤ ①(修了者数)のう	ち就職者数	<b>※</b> 1							人							
⑥ ①(修了者数)のう	ち在職者数	<b>※</b> 2							人	就職・在職	<b>建率(5)+6/2</b>	»	%			
※1 前年度の修了者	のうち、受講	開始時	に職に	就いて	いなか	った者で	で修了征	後に就服	哉した者	Ť.						
この場合、就職	したとは、臨田	寺的な作	土事に京	就職した	さ者は含	含めなし	١,									
※2 受講開始時に既	に職に就いて	こいた者	で、卒	業後も	引き続	きその耳	能にある	る者及び	受講問	開始時に	既に職に	就いている者で	•			
修了後に別の職																
(2)受講修了者による ① 回答者総数	講座の評価	<del>*</del>														
① 凹合有形数	 1 正社員									_		<u> </u>				
		3 16 19	242										就業者計			
② 受講開始時の就 業状況等	2 非正社員			- <del>/2/-</del> \								H —				
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 その他の 4 非計業	ツ汎 耒(	日呂末	守/						_		-	<u></u> ■就業者計			
	4 非就業	Δπ+ <b>~</b> -	-1- <del>-1</del>	LTP +	<b>↑</b> ±⊾**	+ 1	*					1 20 D E VX:				
③ 受講開始前と現	1 受講開始							·+·/ ·+·	田ナヽァ	(a= 120 \)		`│ ※②Aと同数	(又はそれ			
在の就業先の変化	2 受講開始								共なる	(野班)			)			
	3 受講開始	台時は	死兼し(	こしりこえ	い、現仕	は就業	CUV	<i>ل</i> ال\		_		<u> </u>				
	1 正社員									_		<u>*</u>	:就業者計			
④ 受講後の就業形 態	2 非正社員			- <del>/-/-</del> \						_		╢ ┌─				
<i>1</i> 2.	3 その他の		日宮茉	等)							<u> </u>	` '	<u> </u>			
	4 非就業者	-	1.							_		④B:非就:	<b>⊧</b>			
	1 3割以上									_		4				
	2 1割以上			した						_		1 5の回答	⋷⋇⋴⋲⊥			
⑤ 受講後の賃金変	3 1割未満		.T:							_		※④Aと同	数(又はそ			
化	4 変わらな									_		れ以	₹)			
	5 1割未満									_		4				
	6 1割以上			いした								1				
	7 3割以上			+/2 2欠・	カエル	55 \ I = 41										
	1 処遇の同						-									
	2 配置転換				分に 使き	じざる				_		싓				
	3 社内外(											4				
⑥ 講座の受講の効	4 早期に軸				±4: 174h	<b>+</b> 7				_		<u>`</u>	回答数合計			
果	5 希望の頃						7			_		4				
	6 より良い			)で転車	或•冉沉	職でさん	5			_		4				
	7 趣味・教		立つ							_		4				
	8 その他の		`									╢ —				
	9 特に効り			(K O J . 1	- N-+-	_ <u></u>	+.			_						
⑦ 受講開始時に就	1 受講中3						<i>-1</i> =					⑦の回答				
業していなかった受	2 受講修											人   ※②Bと同数(又はそれ以下)				
講者の就業状況	3 受講修		-	以内门	こ就職し	バこ				_						
	4 就職して											\ \ \ \				
⑧ 講座の全体評価		大変満足							<u> </u>   8の回答	め合計 しゅうしゅう						
	2 おおむれ		ha. 1 .							_		<u> </u>				
	3 どちらと		46,										)			
	4 やや不済	-										∄ ┌──				
(3) 吳譜老 巫蛉老/	5 大いに7		農生の	北海	马港华	アタル	上ス数で	杏訓婦	への転	価サロ			生の加温			
(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇 改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)																
5. 教育訓練の受講 1に掲げた教育訓練目													法			
の把握・測定方法	ロボートリソ の1	ᆺ HE - 지	I DEC UT UT	・ルナ	江上戊	各科目	のシラ	バスに	定める	評価方法	まに基づる	き評価を行う。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所、時期、期	間・回数	女													

## 専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法											
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期記 準)	[出席率]66%(2/3) [試験合格率、補詞認し、受講認定する て申請内容を確認	ちゅうしょう ちょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく し	ごうかを	審議、判定す	る。追試の	ま大学学貝	川に従っ				
(2)受講認定基準に係る、 のレベル到達度把握・測定	各科目のシラバス	に定る	める評価	5方法に基づ	き評価を	行う。					
(3)修了認定基準 (出席率·修了認定試験等(	本研究科に2年以を受けた上、修士記にあたり、出席率に認し、審議、判定す講認定は研究科委	論文の こつい 「る。:	の審査及 Nて6かり 追試はフ	なび最終試験 月ごとの出席 ト学学則に従	に合格す 状況を研	ること。単 究科委員:	位認定 会で確				
(4)修了認定基準に係る、 のレベル到達度把握・測定	各科目のシラバス	に定る	める評価	<b>折</b> 方法に基づ	き評価を	行う。					
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法											
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的 研究指導教員及び副指導教員が個別指導を行う。											
(2)受講中又は修了時にお 体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関 期就職に向けた具体的な相談体制	連職種の	の求人情報の提供方法、早	大学院生用の研究室を完備し、24時間学習することが可能である。在学中からキャリア支援センターでの就職活動支援を受けることができる。また、修了後も大学への求人情報についてメール配信を行っている。								
8. その他の事項											
指 定 教 育 訓 練 実 施 <sup>⇒</sup> 及 び 代 表 者 名	学校法人聖隷学園	(代表者名: 理事長 小栁 守弘 )									
住所及び連絡先		静岡県浜松市中央区三	:方原町3453 TEL 053-436-5311								
施設名称及び施設县			(方		長 大城	昌平	)				
生 住所及び連絡先				TEL	053-	439-1400					
苦情受付者 氏名 中	□村 憲	景司 所属 総務部	事務担当者 氏名 中村 美伢				所属	総務	部		
連絡先 TEL		053-439-1400	連絡先		TEL	053-439-	1400				
専門実践教育訓練経費 1.	専門	  実践教育訓練給付金の	 対象となる経費 ((	1) +	(2)		2	2,396,000	円		
		 料 (税 込 額)									
① 一括 払	(※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と							300,000 円			
②分割払					第1 第2 第2			524,000 524,000	H H		
③ 両方可能 ②	:場合には	第3期			524,000	円					
	すること。)	第4期			524,000	円					
		第5期 第6期					門門				
			0	円)							
2.	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)							0	円		
	_	任意の教材費(税込額)						0	円		
	_	実習等に伴う交通費・宿物の機能を	百泊費(税込額)					0	円		
	_	施設維持費(税込額) その他(法人への寄付金	金、PCの損害保険#	0 円 :料、情報誌代)(税込額) 0 円							
3. 総額(1+2)(税込額)								2,396,000	<u>''</u>		

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名に おいて直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入 学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検 定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれませ ん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジッ ト会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費 に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、 クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他 の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や 割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。 このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額か ら当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。